

【件名】常設プレーパーク運営内容等について

【要旨】

令和7年度の江古田の森公園への常設プレーパーク設置については、試行事業の実施結果を踏まえ、運営内容等に係る考え方を取りまとめ、区民・公園利用者等へオープンハウス形式の説明会を実施したところである。この度、運営内容等について決定したため、以下のとおり報告する。

1 オープンハウス形式説明会の実施結果

（1）実施日時、参加者数

日付	時間	場所	参加者数
令和7年2月9日（日）	午後1時から 4時まで	区立江古田の森 公園学習室	11人
令和7年2月10日（月）			6人
合計			17人

（2）運営内容等に対する主な意見の概要とそれに対する区の考え方 別添のとおり

2 運営内容

（1）開園日時

週5日間の開園とし、時期によって開園時間を変更する。なお、年末年始は閉園とする。

時期	冬季（11月から2月まで）	冬季以外（3月から10月まで）
開園日	毎週日・月・火・水・土曜日 （木・金曜日は閉園）	毎週日・月・火・水・土曜日 （木・金曜日は閉園）
開園時間	午前9時半から午後5時まで	午前9時半から午後6時まで

（2）運営方法

民間事業者への委託により運営する。事業者は、企画提案公募型事業者選定の方法により選定する。

（3）実施ゾーン

中野区立江古田の森公園内 里山の樹林の一部

(4) 運営における基本的な考え方

- ① 子どもが主体の遊び場で、自由にやりたい遊びや挑戦ができる居場所
- ② 乳幼児親子の居場所となり、交流が生まれる空間
- ③ 地域住民や団体の参画を通じて、多世代の交流が生まれる場
- ④ 豊かな自然環境を生かし、子どもが自然と触れ合える体験を創出するとともに、公園全体の自然環境に配慮していく

(5) 実施内容

- ① 遊びの場に関する事項
 - 泥遊び、水遊び、木工作、秘密基地づくり、ロープ遊び、たき火など 子どもが自由に遊ぶことができる活動
- ② 乳幼児親子向け及び多世代交流事業等に関する事項
 - 乳幼児親子の外遊び体験、相互交流
 - 公園利用者や近隣住民などとの多世代交流
 - 江古田の森公園の自然体験、学習
- ③ その他
 - 利用者が使用できるトイレ及び手洗い場、更衣室
 - 簡易的な日除け
 - 事務スペース、救護室機能

3 設置工事の内容

(1) 基盤整備

上記の運営内容を実現するために、給排水工事や電気工事等の基盤整備を行う。

(2) トレーラーハウスの設置

利用者のためのトイレや更衣室、救護室機能、運営事業者の事務スペースを確保するため、トレーラーハウスを設置する。

(3) プレーパーク設備整備

手洗い場、簡易的な日除けになるパーゴラ、ロープ柵、表示看板等を整備する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年4月以降 常設プレーパーク設置工事
運営事業者の選定（企画提案公募型）
10月以降 常設プレーパークの開設

常設プレーパーク運営内容等に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO	主な意見の概要	区の考え方
常設プレーパーク全般に関するもの		
1	常設プレーパークができ、人が多く集まり、人の目が増えることにより、安全で活気のある公園になるため、常設プレーパークの設置に賛成である。	令和6年度に実施した試行事業では、24日間で延べ3,695人の利用があり、常設プレーパークに対するニーズがあると考えている。子どもが自由に遊べて交流が生まれ、活気のある公園になるとともに、プレーリーダー等が常駐することで公園の安全性の向上に繋がるものと考えている。
2	現代の親の子育ては孤独であるため、乳幼児親子の交流の場になっていくと良いと思う。	「乳幼児親子の居場所となり、交流が生まれる空間」となることを目指しており、運営における基本的な考え方として盛り込んでいるところである。
運営内容に関するもの		
3	自然と触れ合う体験について、有識者や民間団体等と連携して常設プレーパークに来る子どもたちに自然の大切さを考えてもらう取組を実施してはどうか。	子どもたちが自然を大切にする気持ちを育めるよう、自然との触れ合いや体験の機会を創出することは重要であると考えており、検討を進めていきたい。
4	常設プレーパークは、どのような人が運営するのか。地域のボランティアなどを想定しているのか。	子どもの遊びに関して専門性のある民間事業者へ委託することを想定している。また、地域でプレーパーク活動を行う団体をはじめ、地域の方からのボランティアを募集し、地域と連携した運営を行いたい。
5	開園時間について、江古田の森公園は樹木が多く、冬季の午後5時までは暗くて危険だと感じる。	開園時間については、子どもの居場所である児童館やキッズ・プラザ、学童クラブの開所時間も踏まえて設定している。常設プレーパークの範囲内で一定の明るさを確保する工夫を行うなど、利用者の安全に配慮した運営を行いたい。
6	子どもが常設プレーパークによる自然への影響を心配している。プレーパークでのルールを決める際には、大人がルールを作るのではなく、子どもたちが話し合う機会を設けるなどしてほしい。また、プレーパークを訪れる人に対して、ルールが伝わるよう、看板の設置など工夫をしてほしい。	プレーパークは、子どもが自由にやりたいことができる遊び場であるとともに、豊かな自然環境を生かし、子どもが自然と触れ合えることを基本的な考え方としている。利用する子どもたちの意見を踏まえ、運営をしていきたい。また、プレーパークを訪れる子どもだけでなく、大人に対しても、分かりやすく周知できるような工夫を検討していく。
7	子どもたちがたき火を体験する機会が減ってきているため、火起こしも含めてたき火の経験をさせてあげたい。	たき火については、試行事業においても人気のある遊びであり、常設においても実施する方向で検討している。

NO	主な意見の概要	区の考え方
8	試行事業において、たき火の煙が自宅に侵入し、咳や発熱等の健康被害があった。自宅には介護が必要な犬もおり、たき火による煙で容体が悪化することを懸念している。試行事業で自宅に煙が入ってきたことを区に伝え、その後位置を変えて実施してからは煙は来なかったが、限られた試行期間の中で、2日間も煙が入ってきたことは頻度としては高いものであり、たき火は実施しないほしい。	試行事業でたき火を実施した初日及び7日目にたき火の煙に関する意見をいただいたことを踏まえ、試行事業の8日から12日目においては燃やすものを煙が出にくいものに変更し、13日から18日目においてはそれに加えたき火の位置を変更する対応をした。変更後以降は近隣住宅に煙が流れていないことを確認しており、実施方法の工夫によりたき火を行うことが可能であると考えている。ただし、限られた試行期間の中での検証であることから、引き続き対応策等を検討していく。
9	たき火による煙が来る可能性は、近隣の住民全体に関わることである。たき火に反対している近隣住民が存在するという近隣の住民全体に周知すべきである。	試行事業の期間において、近隣住民に対しては、ポスティングや訪問などによりお知らせをしているが、すべての近隣住民に直接お会いできているわけではない。今後、常設プレーパークの開設によりたき火を実施予定であること、試行事業の期間において煙に関する意見があったことなどについて、たき火の実施方法の工夫などとあわせて、近隣住民に周知していく。
10	江古田の森公園でたき火が出来るようになると、子どもたちが住宅街であろうとたき火をして良いと思うかもしれない。閉園後に大人の目がない中、勝手に火を起こす人が出てくるのではないかな。	常設プレーパークの範囲内において、どこでもたき火ができるわけではなく、たき火が可能な区画を限定する予定である。子どもがたき火を通じて、適切な火の使い方や火の危険性を学びつつ、指定された範囲を超えてたき火をしないよう、公園ルールとマナーを啓発していく。
11	泥遊びで汚れた靴などで周辺施設などに入ると迷惑なのではないか。足洗い場や足ふきマットが必要だと思う。	常設プレーパークの範囲内に利用者のための手足の洗い場を用意する等、土遊びに関する対応を図っていく。
12	子どもの遊び場の重要性は認識しており、常設プレーパークを開設することは大切である。ただし、江古田の森公園は貴重な自然が残されており、他の場所で実施することはできないか。遊びのための土が他のゾーンに流出すると、他所から持ち込まれた種などが広がり、生態系に影響があるため、流れないようにゾーンを限定してほしい。	土を持ち込むことについて、常設プレーパークの範囲内の限定された場所とするともに、畑や公有地にも使用されている一般的な黒土を搬入することを想定しており、自然環境の観点からも問題ないとする。ただし、土が園路に流出することについては、対策を講じる必要があると考えている。
13	常設プレーパークでは、爬虫類など生き物の取り扱いについて、ルールを定めるのか。トカゲは尻尾を持たないなど、生き物を大切にしてほしい。	常設プレーパークは、子どもが自由にやりたいことができる遊び場であると同時に、豊かな自然環境を生かし、子どもが自然と触れ合えることを基本的な考え方としている。江古田の森公園の自然体験や学習といった活動を通じて、生き物の取り扱いなどを学び、教え合いながら子どもたちの中で共有されていくことが望ましいと考えている。

NO	主な意見の概要	区の考え方
14	里山の樹林に生えているコナラの木は、適切な管理が行われず放置された結果として、江古田の森公園の自然が減ってきており、今後は自然を増やすための活動が必要である。常設プレーパークと連携してそのような活動ができたら良いと思っている。	「(仮称)北部防災公園基本計画」において、ゾーニングを示している。各ゾーンのコネクトに基づき、様々な人が利用でき、自然と利活用が共存される魅力ある公園を目指していく。 また、プレーパークは自然を生かした遊び場というコンセプトを持っており、子どもたちが自然環境に触れ、自然を大切にする精神を育める取り組みを行うことで、自然環境の保護につながるが見込まれる事業だと認識している。
15	江古田の森公園は緑だけでなく、虫の数も減っている。常設プレーパークにおいて、他自治体を参考にして虫が増えるような取組を行ってほしい。	
16	江古田の森公園全体において、駐輪場が少ないと感じる。	駐輪場に関しては、常設プレーパークの開設も踏まえて、江古田の森公園の利用者数に見合う台数を確保する必要があると考えている。学習室横の一部を駐輪場とするなど、プレーパーク利用者が自転車で訪れることができるよう、公園課と連携のうえで進めていきたい。
設置工事の内容に関するもの		
17	トレーラーハウスを設置し、トイレ機能を設けるとあるが、何基のトイレを設置するのか。子どもを主な対象とするのであれば、トイレは明るくきれいであることは必須条件である。また、江古田の森公園にある既存のトイレもきれいにしてほしい。	トイレ機能の内容については検討中であるが、同時に利用することも想定し、複数台の設置を検討している。江古田の森公園の既存トイレに関しては、旧北江古田公園側のトイレについて、今後公園課にて改修工事を予定している。
18	子どもの利用が増えるということは不審者も増えるのではないかと。トレーラーハウスを新たに置くことであるが、死角ができて不審者が隠れるので恐怖を感じる。	常設プレーパークには、プレーリーダーが常駐することになるので、周辺状況の安全を確保した上で子どもが自由にやりたい遊びをすることが前提である。事業者が常駐することや利用が増えることで、人の目が増え、公園の安全性の向上に繋がるものと考えている。
その他(公園全体の管理に関するもの)		
19	里山の樹林で試行をした際に、雑草を短く刈っていたが、自然環境保護の観点からは良くないため、やめてほしい。	樹林地や林床の健全な形成につながる適正な下草刈りを行い、動植物の生態系を保全する視点からの管理を行っていく。
20	公園全体の管理について、ガイドラインを作っておきに行っていくべきである。常設プレーパーク以外の部分をどのように管理して、自然を増やしていくのか。公園課として適正な管理をしてほしい。	区は公園管理者として、適切な公園全体の自然保護を進めていく考えである。
21	公園内のビオトープはあまり手入れされていない。多様な生き物がある空間とするために、蝶を呼び込む植物を植えるなど、自然や生き物呼び込む工夫をしてほしい。	公園内のビオトープについては、自然や生き物呼び込む工夫や、必要に応じて整備等を検討していく。

○ 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。